

石岡スケートボードパークネーミングライツ募集要項

1 目的

石岡市が所有する施設等に対する命名権を付与することにより、愛称が命名された当該施設等の更なる魅力及びサービスの向上に資するとともに、新たな自主財源の確保を図ることを目的に実施するものです。

2 募集施設の概要

施設等の名称	石岡市石岡スケートボードパーク
所在地	石岡市石岡一丁目 19 番 3 ほか
施設等の用途・目的	都市公園
施設等の概要	敷地面積：5,490 m ² <ul style="list-style-type: none"> ・スケートボードエリア：2,780 m² (コンクリート舗装面積：2,400 m²) ・遊具エリア：1,750 m² ・遊歩道その他緑地：960 m² スケートボードセクション：7 基 公園遊具：5 基 防災機能：防災テント付四阿 2 棟、かまどベンチ 2 基 マンホールトイレ 5 基など
指定管理者制度導入の有無	無
主な行事・内容等	現時点では特になし (不定期にてスケボー教室等が開催される可能性あり)
契約希望期間	3 年
希望ネーミングライツ料	年額 100 万円 (消費税及び地方消費税込み)
愛称の要件	石岡市が管理する公園であることが認識できること
愛称の掲示が想定される場所等	○施設の外周フェンス等への横断幕 4 面など ○利用案内看板 (両面) 1 基 ○市ホームページでの愛称使用 ○施設ホームページ、施設パンフレットでの愛称使用 ○市の広報紙等での愛称の使用
その他	常磐線石岡駅のホームから施設を一望できる立地であり、徒歩 1 分。 隣接地として市営駅東駐車場 (有料) 有。 全エリア無料にて開放。

3 ネーミングライツの条件

(1) 愛称の基本条件

ア ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならないものとする。

イ 市はネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。

ウ 市は、市の条例等に定める施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて、愛称ではなく市の条例等に定める施設等の名称を使用するものとする。

(2) 使用を禁止する愛称

ア 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの

イ 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの

ウ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの

エ 社会問題等の主義、主張等に係るもの

オ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

カ 救縁又は男女の交際、通信等に関するもの

キ 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれのあるもの

ク 人権を侵害し、差別を助長するおそれのあるもの

ケ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの

コ 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの

サ その他施設等に表記する愛称として適当でないと認められるもの

4 スポンサーメリット（特典）の付与

市がネーミングライツパートナーに付与するスポンサーメリット（特典）は次のとおりです。

(1) 愛称の使用

ア 施設の愛称を決定し、使用することができます。

イ 市（及び当該施設を管理する指定管理者（以下「指定管理者」という。））は、愛称の使用・周知を図ります。

(2) 愛称名看板等の表示

ア ネーミングライツパートナーは、施設等の表示決定ができます。

イ ネーミングライツパートナーは、新たな愛称看板の設置を提案することができます。

ウ 敷地外、道路標識等の表示変更についても、市や関係機関との協議の上、可能なものについて行うことができます。

※混乱を避けるため、愛称に条例上の名称を併記する場合があります。

※市（及び指定管理者）が作成するパンフレットや封筒などの印刷物、ホームページの表示変更等に係る費用は、それぞれ市（及び指定管理者）が負担しますが、契約締結後の印刷物から表示を変更し、既存印刷物については変更せず使用します。

（3）費用負担の考え方

市とネーミングライツパートナーの費用負担は次によるものとします。その他、定めのないものが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、費用負担を決定するものとします。

区 分	市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板表示等の変更（施設看板、道路標識、バス停、バス経由地案内）		○
契約機関終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更	○	

5 独自提案の受付

ネーミングライツ料に加えて、役務や物品の提供の提案も可能とします。また、イベントの開催等、施設の魅力向上のための幅広い提案を受け付けます。提案を行う場合は、申込みに合わせて提案書（任意様式）を提出してください。

6 応募資格

応募できる者は、石岡市ネーミングライツ事業実施要綱第4条に規定する要件を満たしている事業者とします。

7 受付窓口

石岡市 市長直轄組織 駅周辺にぎわい創生課
〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1
電話：0299-23-1111（内線 7265）
メールアドレス：nigiwai@city.ishioka.lg.jp

8 スケジュール

（1）募集期間

令和6年9月11日（水）から 令和6年10月1日（火）まで

(2) 申込書等の提出

次の書類（原本を正本として1部、その写しを副本として8部）を提出してください。

- ア ネーミングライツ事業応募申請書（様式第1号）
- イ ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書（様式第2号）
- ウ 地域貢献等の実績及び今後の計画（任意様式）
- エ 応募者の概要を記載した書類
- オ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- カ 登記事項証明書
- キ 印鑑証明書
- ケ 最新の事業計画書
- コ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- サ 直近の市税等の納税証明書

(3) 留意事項

- ・提出は「駅周辺にぎわい創生課受付窓口」に事前連絡の上、提出してください。なお募集期間の最終日となる令和6年10月1日（火）17時必着とします。
- ・必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ・提出された書類は複写の上、石岡市ネーミングライツ審査会（以下「審査会」という。）へ提示するほか、関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。
- ・提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、石岡市情報公開条例（平成17年条例第16号）に基づき公開することがあります。
- ・申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

9 審査（書類審査）

応募申請書（様式第1号）の提出があったものについて、提出日から概ね1か月以内で審査し、ネーミングライツパートナー候補者を決定します。

審査は審査会が行います。提出された書類をもとに、内容について総合的に審査します。必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

(1) 審査項目等

審査項目、内容及び配点は、以下の表のとおりとします。

	審査項目	審査内容	配点
1	命名権料（ネーミングライツ料）	応募金額の妥当性	40点
2	契約期間	提案期間の妥当性	15点
3	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等	15点

4	経営の安定性	事業計画書、決算報告書等による経営状況、安定性等	15点
5	社会貢献等	社会貢献等の理念、活動実績、今後の計画等	10点
6	地域性	市内の事務所、事業所等の有無	5点
合 計			100点

(2) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後速やかに通知するとともに、市ホームページ等で優先交渉権者の名称のみを公表します。

なお、応募者の不利益に係る部分については公表いたしません。

(3) その他

ア 審査の結果、応募者の全てにおいて一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は、ネーミングライツパートナーを選定しないことがあります。

イ 審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けません。

10 契約

(1) 契約の締結

ネーミングライツパートナー候補者を決定後、市と候補者の間で契約内容等について協議を行い、契約を締結します。

なお、契約締結までの間に、候補者が本要項の資格条件等を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

(2) 調印式等の開催

ネーミングライツパートナー決定のPRのため、ネーミングライツパートナーの希望に応じて契約の調印式等を開催します。開催有無や日程については、別途協議いたします。

(3) 契約の解除

契約締結後でも、本要項の資格条件を満たさなくなった場合は、契約を解除することがあります。

また、施設表示等の原状回復を速やかに行うとともに、その原状回復に係る費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

11 その他

(1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。

(2) 提案においては、関係法令、市条例、規則及び要綱等を遵守してください。

(3) 参加者は、関係法令を遵守し、公正な公募を阻害してはいけません。

ネーミングライツ手続の流れ

